

令和2年度むつ市観光施設等感染予防対策支援事業補助金交付要綱

令和 2年 8月24日
むつ市告示第172号

(目的)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するため、観光関連施設で新型コロナウイルス感染症予防対策機器を購入する者に対し、その購入に要する経費について、予算の範囲内において、令和2年度むつ市観光施設等感染予防対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、新型コロナウイルス感染症予防対策機器とは、感染を未然に防ぐことを目的に製造されたものであって、次の各号のいずれかに該当する機能を有する機器をいう。

- (1) 自動検温機能を有するカメラ及びソフトウェア並びに周辺機器
- (2) 体表温度測定機能を有する手持ち式サーマルカメラ及び周辺機器

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) むつ市内に別表に定める観光関連施設を有すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予制度を利用している場合は、この限りでない。
- (3) 「むつ市感染症対策あんしん飲食店等認定制度」の認定を受けていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症予防対策機器の購入に要する費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、むつ市

観光施設等感染予防対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和2年12月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助の対象となる新型感染症予防対策機器（以下「補助対象機器」という。）を購入した事実を確認できる書類（購入時の領収書等の写し）又は見積書等の金額を確認できる書類
- (2) 購入機器のメーカー、品番及び機能が確認できる書類（取扱説明書、カタログ等の写し）
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) 収支予算書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要があると認める書類
（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請者に対し通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合には、むつ市観光施設等感染予防対策支援事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、むつ市観光施設等感染予防対策支援事業変更承認申請書中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び事業遂行状況を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (5) 規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の命令を遵守すること。

(補助金の交付の方法)

第9条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金の請求等)

第10条 補助金の請求は、むつ市観光施設等感染予防対策支援事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出して行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日までに、むつ市観光施設等感染予防対策支援事業完了(廃止)実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要があると認める書類

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該決定を取り消すものとし、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(調査への協力)

第13条 補助金の交付を受けた者は、市が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

観光関連施設	補助金の額
収容数50人以上の宿泊施設又は年間入込者数1万人以上の観光関連施設	100万円を上限とする補助対象経費の全額
収容数50人以下の宿泊施設又は年間入込者数5千人以上の観光関連施設	30万円を上限とする補助対象経費の全額